

# 申入書

平成31年1月8日

宇都宮地方検察庁検事正  
阪井博 殿

那須雪崩事故生徒遺族弁護団

弁護士 原 田 敬 三

弁護士 出 井 博 文

弁護士 石 田 弘太郎

弁護士 吳 国 峰

那須雪崩事故教師遺族弁護団

弁護士 細 川 潔

## 1 申入れの概要

平成29年3月27日に発生した那須雪崩事故の引率教員である猪瀬修一氏、菅又久雄氏、渡邊浩典氏、更に植木洋一元校長の刑事責任（業務上過失致死傷罪・刑法211条）追及に向けた徹底した捜査をした上で厳重な処分をすることを要請します。

## 2 申入れの趣旨

平成29年3月27日に、春山登山講習会に参加していた高校生7名、教員1名が那須町で発生した雪崩に巻き込まれ、8名の尊い命が失われました。息子を失った遺族らの憤りや悲痛な叫びをよそに、県は事故の真相を徹底的に解明せず、事故の最大の要因を、講習会を開催した件高体連登山専門部などによる計画全体のマネジメントや危機管理意識の欠如と結論づけています。また、引率教員の個人責任については8名の尊い命が失われた重大事件であるにもかかわらず、極めて軽い処分にとどまっています。

さらに、県は、このような大惨事が発生したにもかかわらず、冬山登山を再開させる方針です。遺族らは冬山登山の安全性についての不安と疑問をぬぐい去ることができません。

### 3 教育委員会・校長ら関係者の注意義務違反

昭和41年11月22日に県は各高等学校等に通達を出しています。その中で、「冬季積雪期における登山については極力さけることを原則とする」「安全確保を基本条件として」「経験豊富な指導者のもとで」「かなりの基礎訓練をつんだものを対象に」「安全確保のできる場所で」「基礎的技術訓練にとどめるよう慎重な態度でのぞむものとする。」と定めています。

この通達は県の定める県立学校管理規則（昭和32年3月30日付）第9条にいう「登山等の学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない」とされる基準であり、注意義務の根拠となるものです。

本件事故はこの教育委員会、校長らの注意義務違反は明らかとであると一言わざるを得ません。この注意義務違反がなければ、このような8名の尊い命が失われることはありませんでした。

御庁の捜査においては、各被疑者の捜査に当たり、同基準に基づく注意義務違反の有無を軸になされてしかるべきであり、その場合、少なくとも同通達に違反して登山を実施することとし、当日の荒天時に何の指示や指導もしていない大田原高校校長（登山専門部長でもありました。）の責任は免れないものであり、引率教員3名の責任も同様に免れないものと考えます。

ここに那須雪崩事故遺族・被害者の会を代理して、那須雪崩事故生徒遺族弁護団と那須雪崩事故教師遺族弁護団は共同して、今後、事故の教訓を風化させることなく、学校における事件事故を防止するためにも、事故についての徹底した真相究明の為捜査を尽くしていただき、厳重な処分をすることを要請し、本申入れを行います。

【資料】「冬山登山の事故防止について」（昭和41.11.22 健教第775 教育長通達）

# ○冬山登山の事故防止について

(昭和41・11・22  
健教第775号教育長通知)

- 各 高 等 学 校 長
- 各 教 育 事 務 所 長
- 各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
- 各 県 内 山 岳 連 盟 団 体 長

このことについては、最近登山人口の激増にともない、いたましい事故も年々増加し、そのあとをたたないことはまことに憂慮にたえないところでありませう。

幸い、本県におけるこの種の事故は関係者のご努力によりきわめて少ないのでありますが、本年もすでに冬山登山の時期に入り連日事故の発生も予想されますので、貴管下の生徒および関係団体の登山者に対し指導の強化をはかると共に、下記事項を周知徹底して事故防止の万全を期されるよう願います。

とくに、高校生、冬山登山は、体力、技術、判断力などの点から冬山における安全を確保することは、はなはだ困難であると思われ、高校生、冬山登山は夏山を中心として行ない、冬季積雪期における登山については極力さけることを原則とする。若し実施するにしても安全確保を基本条件として経験豊富な指導者のもとで、かなりの基礎訓練をつんだものを対象に安全確保のできる場所で基礎的技術訓練にとどめるよう慎重な態度でのぞむものとする。無届けの生徒の登山、OBとの合同登山などは、絶対に禁ずるべきでその指導の徹底を期するようよりより願います。

なお、高等学校において冬山登山訓練を実施する学校においては、次により別紙様式で、予め計画書を県教育委員会健康教育課に提出し、承認をうけるものとする。その際様式以外の登山提案も添えるようよりより願います。

なおまた、この期日までに提出しない登山はいかなる計画であろうと承認しかねますのでご承知ください。

- (1) 12月～2月末日間に実施する学校は11月末日までとする。
- (2) 3月～5月末日間に実施する学校は2月20日までとする。

## 記

- 1 11月～5月末日頃までを冬山登山の要注意期間としてとくに留意することが必要である。
- 2 山岳部、山岳団体に所属していないものの無届登山は絶対に止めること。
- 3 冬山は夏、秋、春の山で基礎技術を体得し、そのうえ経験豊かな指導者の統制ある指揮のもとでなければ行なつてはならない。
- 4 計画、装備、食糧、トレーニングは最悪の状態にも対処できる余裕をもつて準備するようにすること。
- 5 気象の変化は、ラジオ、トランジスタ等により常に細心の注意を払い、判断にはさらに慎重と冷静さをもつようにすること。
- 6 計画書は、その写しを家庭、学校、職場等におくとともに、早めにも必ずもよりの警察、山岳連盟、地元連盟対策協議会等に提出することを義務とすること。
- 7 冬山はいつでもなだれのおこる危険性があるので、降雪中とその翌日は行動を中止するよう要すること。
- 8 いかなる登山であつても、経験、技術、体力を無視するようないかなる競争意識による軽はずみな行動は厳に戒むこと。

(昭和41年11月22日付健教第775号通達によるもの)

高校生冬山登山実施の範囲  
(昭和41年12月)

1 冬山登山安全確保の基礎訓練内容

- (1) 冬山登山要注意期間は11月末～5月末までとする。
- (2) 基礎訓練内容は、炊事、凍傷予防、装備使用法、靴の手入れなどの生活技術訓練および気象、テント訓練、積雪上の歩行技術訓練とする。
- (3) アイゼン、ザイルを必要とする登山は実施しないこと。
- (4) スキーツアーは、指導者のよく知つて知っているコースで半日で往復できるところを選んで行なうこと。
- (5) 冬山登山の1日の行動時間は6時間以内とする。
- (6) 12月から2月末までの縦走登山は実施しないこと。
- (7) 宿泊日数は3泊4日を限度とする。
- (8) 冬山登山の訓練地は、県内の山岳にとどめ、とくに委員会が許可した地帯とする。

2 指導者

指導者の責任は、学校教職員にして5年以上冬山登山の経験をもつが、登山指導員(全日本、県)の資格を有しているものとし、たえず実践活動を行ない、体力、経験、技能の豊かなものとする。

3 参加者

(1) 参加生徒は技術、体力、経験をじゅうぶん有するものとする。

(2) 参加生徒は、事前に必ず健康診断を実施するものとし、その結果健康なものとして、不適者は参加させないこと。

4 準備

(1) 事前に調査を克明に行ない、余裕を残した無理のない計画を立てること。また、事前に必ず準備会を開き、登山についての知識ならびに諸注意を与えること。

★準備会の準備担当者

(2) 生徒の装備、食糧は万全を期して荷物の負荷量は適量にならないこと。

(3) 事前に気象状況を研究しておくこと。

5 冬山登山要注意期間に登山計画を実施する場合には、次の期日までに承認申請書を県教育委員会に所定の様式によつて提出すること。

(1) 11月末～2月末日間に実施する場合 11月20日までにする。

(2) 3月～5月末日間に実施する場合 2月20日までとする。

(注)

夏山登山の実施の範囲 (昭和40年7月)

1 夏山登山の宿泊日数は4泊5日を限度とし、最くても予備日を入れて7日を越えないようにすること。また、1日の行動時間は8時間を上まわらないこと。

2 登山地はできるだけ県内の山岳地帯で行なうこととするが、地域の地理的実情によつては隣接県の山岳地帯で実施してもよいが、その場合その県の登山条例によつて禁止されているところでは実施しないこと。

3 指導者の選定は学校において行なうが、引率責任者は必ずその学校の教職員にして登山指導の経験が5年以上であり、山岳連盟の指導員の資格をもつか、県教委主催の登山指導者講習会に参加したものであること。(校内に適任者がいない場合に他校の登山指導者に協力依頼してもさしつかえないが、その場合でも必ず自校の教員1名は附添うこと。)

4 参加者、準備等の事項は冬山登山実施の範囲と同様とする。

5 夏山登山で夏季休業中に実施する計画は、6月末日までに県教委に所定の様式で承認申請し承認をうけること。夏季休業中以外に実施する場合は、実施日の2週間前までに承認申請書を提出すること。